二　その貯留された水を、想定される重大事故等に対処するために必要な設備に供給できるものとすること。 2　発電用原子炉施設には、海その他の水源（前項の水源を除く。）から、想定される重大事故等の収束に必要な量の水を取水し、当該重大事故等に対処するために必要な設備に供給するための設備を施設しなければならない。	［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。